

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第35号

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「母子健康法」を「母子保健法」に改める。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第63条中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第84条、第85条、第97条及び第102条中「第46条まで、第48条から第

51条」を「第51条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第34条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。